





## 結婚改善を!!

今年こそ実行の年

「日本國憲法第二十四条」  
婚姻は兩性の合意のみでない。婚姻式は速かに改善する必要はありません。夫婦が同等の権利を有することを基本とします。

として相互の協力により維持されなければならない」

### 結婚改善

皆で進めよう

新時代の結婚を

やればやれる

いと思います。

新郎

新婦

親族

友人

仲新父母兄弟

親族

友人

新郎